

令和7年地方分権改革に関する提案募集に係る国の対応方針（案）について

資料9

令和7年11月開催の内閣府「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議」において、提案事項に係る対応方針案が示された。



関西広域連合

令和7年12月20日
本部事務局地方分権課

1 対応状況

各提案事項に係る対応方針案等は、別紙のとおり。

対応状況の区分	広域連合提案	共同提案 (構成団体提案分)	(参考) 全国計
(1) 提案の趣旨を踏まえ対応(※)	0	8	288
(2) 現行規定で対応可能	0	1	24
(3) 実現できなかったもの	1	0	43
計	1	9	355

※対応方針が閣議決定される予定のもの。提案どおり実現するものだけでなく、提案の一部のみの実現や異なる措置による対応も含まれる。

2 今後のスケジュール

12月 地方分権改革推進本部・閣議（対応方針決定）

内閣府と関係府省との間で調整が行われた提案事項一覧（令和7年）

別紙

1 関西広域連合提案（1件）

（3）実現できなかったもの

提案事項	求める措置	関係府省見解（第2次回答要旨）
① 広域連合制度における国の事務の移譲要請権の拡充	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大、具体的な基準・手順等を明確化すること	地方自治法第291条の2第4項に基づく要請が行われた上での具体的な支障が生じた場合に御相談いただきたい。

2 関西広域連合と構成団体との共同提案（9件）

（1）提案の趣旨を踏まえ対応（8件）

提案事項	求める措置	令和7年対応方針（案）
① 指定難病特定医療費支給認定事務の中核市への移譲 (奈良県等) 重点	難病の患者に対する医療等に関する法律により都道府県が行うこととされている指定難病の特定医療費支給認定事務について、中核市が置かれている都道府県の場合、中核市が当該事務を行うこととすること	指定難病の特定医療費支給認定申請については、指定難病患者の利便性の向上及び都道府県等の事務負担の軽減を図る観点から、マイナポータルAPI（自己情報取得API）を活用したオンライン申請について検討し、令和8年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
② 指定難病特定医療費支給認定の有効期間の見直し (奈良県等)	難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病の特定医療費支給認定について、施行規則で定められている支給認定の有効期間を、現行の期間よりも長期間になるよう見直すこと	臨床調査個人票については、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論等を踏まえ、個々の疾病の特性を考慮しつつ有効期間の延長の可否について検討し、令和8年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

内閣府と関係府省との間で調整が行われた提案事項一覧（令和7年）

別紙

提案事項	求める措置	令和7年対応方針（案）
③ 「登記情報連携システム」の利用申請手続の簡素化等 （和歌山県等）	「登記情報連携システム」の利用にあたり、事前に国に対し、利用手続や根拠法令などの詳細な情報を提出し審査を受けることになっているが、今後、多数の団体にシステムの利用拡大が図られることに鑑み、以下の事項を検討すること ① 国における審査を不要とすること ② システム管理者権限の付与 等	登記情報連携システムの利用申請事務については、申請の審査手続に要する期間が標準的な処理期間である1か月を大幅に超える場合には、その旨を政府共通NW/LGWAN掲示板システムにて令和7年8月から掲載することとした。
④ 宅地建物取引業免許申請等に係る国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）への決済機能付与 （和歌山県等）	宅地建物取引業の免許申請等の手続きにおいて、国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）による手数料の支払いが可能となるよう、システムに電子決済機能を実装すること	宅地建物取引業の都道府県知事の免許申請等に係る手続については、以下のとおりとする。 ・申請手続に必要な様式を国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）内に令和7年度中に掲載する。 ・免許申請及び更新に係る手数料納付の簡素化について検討し、令和8年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
⑤ 人口減少地域等における訪問看護サービスの維持・確保に向けた加算要件の緩和 （鳥取県等）	人口減少地域等を含む訪問看護サービスの維持・確保のため、特別地域訪問看護加算の算定基準要件を地域の実情を踏まえて緩和すること（「利用者宅まで1時間以上」とされているが、例えば30分以上とするなど）	過疎地域等における訪問看護師等の移動時間等を踏まえた診療報酬等の見直しについては、関係団体のヒアリングの結果等を踏まえ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
⑥ 過疎地等の病院における常勤要件の見直しについて （徳島県等）	診療報酬上の医師の常勤の要件を緩和し、過疎地等の病院にあっては「週31時間以上」の医師においても報酬算定可能とするなど算定基準を見直すこと	医療資源の少ない地域を支えることが期待される医療機関等に対する施策については、当該医療機関等に対する実態調査の結果も踏まえて、中央社会保険医療協議会において検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

提案事項	求める措置	令和7年対応方針（案）
⑦ 障害者支援施設等災害時情報共有システムの機能の見直し （徳島県等）	大規模災害発生時において確実かつ迅速に社会福祉施設の被災状況を把握するための「障害者支援施設等災害時情報共有システム」を改良すること	独立行政法人福祉医療機構が運営する障害者支援施設等災害時情報共有システムについては、以下に掲げる事項に係る改修等について、その必要性や可否を含め検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当該システムの利用対象施設に、障害福祉サービス等情報公表システムへの登録・公表の対象外である施設を加えること。 ・同一建物で複数のサービスを行っている事業所からの被災状況の報告について、迅速・適切な被災状況の把握のための報告方法や、現行の運用を改めて周知すること。 ・事前入力できる項目について、各施設等における備蓄物等、都道府県において必要な情報を追加すること。 ・被災状況の報告に係る事務の実態を踏まえ、国による災害登録がされた時点で事業者が施設の被災状況について登録することを可能とすること。
⑧ 外部監査人等に係る告示事項の見直し （京都市等） 重点	包括外部監査人及び個別外部監査人並びに補助者（外部監査の事務を補助する者）の住所の告示を廃止すること	監査委員が監査の事務を補助する者（以下この事項において「外部監査人補助者」という。）に係る協議が調った場合等に告示すべき事項及び地方公共団体の長が包括外部監査契約又は個別外部監査契約を締結した場合に告示すべき事項については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、外部監査人補助者等の個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

内閣府と関係府省との間で調整が行われた提案事項一覧（令和7年）

別紙

（2）現行規定で対応可能（1件）

提案事項	求める措置	関係府省見解（第2次回答要旨）
① 生活保護法第73条の適用範囲の明確化 （大阪府等）	生活保護法第73条第1項第1号において都道府県が負担するものとして「居住地がない又は明らかでない被保護者」いわゆる「現在地保護の例による保護となる被保護者」を規定しているが、当該被保護者の範囲が具体的でないため、その範囲を網羅的かつ明確に示す通知を発出すること	生活保護法第73条において都道府県が負担することとされている「居住地がないか、又は明らかでない被保護者」の取扱いについては、今後、保護の実施機関における運用状況やご意見等をお伺いしながら、保護の実施要領改正の必要性を含め検討してまいりたい。

（参考）内閣府と関係府省との間で調整が行われた提案事項一覧（令和6年）

関西広域連合と構成団体との共同提案

令和6年提案分の対応方針について（1件）

提案事項	求める措置	令和6年対応方針	令和7年対応方針（案）
① 保育所等における児童の健康診断の検査項目等の見直し （奈良県等）	(1)「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない」とする「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」や、同様の内容が規定されている「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」について、より具体的な準じるべき内容・頻度を示すこと (2)乳児期や低年齢の幼児期における視力検査や聴力検査等について、現場での実践に資する実施手順など、より具体的な健康診断の内容を示し、あわせて、母子保健法上の乳幼児健康診断との関係も含めて検討すること	保育所等における健康診断については、0歳児から2歳児までの年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する調査研究の結果や乳幼児健康診査との関係等を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	保育所等における低年齢児の健康診断については、こどもの発達段階や施設の性格等に応じて実施できることについて明確化するとともに、低年齢児の健康診断に関する取組事例集を作成し、地方公共団体に通知した。 また、母子保健法12条又は13条に基づく健康診査の内容が、保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるよう府令等を改正し、地方公共団体に通知した。